

## 議案第41号

石岡市運動広場等条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市運動広場等条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、運動広場等の使用料を改正するため。

## 石岡市運動広場等条例の一部を改正する条例

石岡市運動広場等条例（平成17年石岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

### 1 運動広場等使用料

（単位：円）

区分			午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
芝生広場	一般	半面	1,100	1,460	1,460	4,020
		全面	2,200	2,920	2,920	8,040
	高校生 以下	半面	550	730	730	2,010
		全面	1,100	1,460	1,460	4,020
テニスコート		1面	1回2時間につき 550			

### 2 運動広場等夜間照明使用料（1時間につき）

（単位：円）

区分		金額
芝生広場	半面	5,500
	全面	11,000
テニスコート	1面	660

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。